

特定特殊自動車検査

制度所管部局名：水・大気環境局自動車環境対策課

1. 制度の概要

特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務

2. 指定、登録等の基準

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

第26条

- 2 主務大臣は、前項の登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。
 - 一 特定特殊自動車排出ガスの濃度計その他の器具を用いて特定特殊自動車検査事務を行うものであること。
 - 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して3年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定特殊自動車検査事務を実施し、その人数が2名以上であること。
 - 三 登録申請者が、特定特殊自動車製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定特殊自動車製作等事業者がその親会社であること。
 - ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

第 27 条で準用する第 19 条

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- 二 第 23 条第 4 項又は第 5 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本自動車輸送技術協会	平成 21 年 4 月 27 日	東京都千代田区六番町 6 番地勝永六番町ビル Tel:03-3556-2161	法第 27 条で準用する第 19 条第 2 項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため
社団法人日本建設機械化協会	平成 21 年 4 月 27 日	東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号 Tel:03-3433-1501	法第 27 条で準用する第 19 条第 2 項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
財団法人日本自動車輸送技術協会 [1]日帰り検査の場合 137,550 円+交通機関の実費(2人×往復) [2]1泊2日の場合 302,400 円+交通機関の実費(2人×往復)	財団法人日本自動車輸送技術協会 [1]日帰り検査の場合 検査手数料 131,000 円+消費税等 6,550 円 [2]1泊2日の場合 検査手数料 258,000 円+宿泊費 30,000 円+消費税等 14,400 円 [3]2泊3日の場合

<p>[3] 2泊3日の場合 467,250円+交通機関の実費(2人×往復)</p> <p>[4] 当協会での検査する場合 19,950円</p>	<p>検査手数料 385,000円+宿泊費 60,000円+消費税等 22,500円</p> <p>[4] 当協会での検査する場合 検査手数料 19,000円+消費税等 950円</p>
<p>社団法人日本建設機械化協会</p> <p>[1] 依頼者指定場所で検査する場合 273,000円+その他費用</p> <p>[2] 施工技術総合研究所で検査する場合 178,500円”</p>	<p>社団法人日本建設機械化協会</p> <p>[1] 依頼者指定場所で検査する場合のその他費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 実費とする。2人とする。 ・ 日当 出張1日当たり4,935円(2人、消費税込額)とする。 ・ 宿泊費 1泊当たり25,200円(2人、消費税込額)とする。 ・ 機材輸送費 実費とする。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成24年3月31日現在)

特になし

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>